

# わが国の退職給付会計基準と企業年金制度への影響

今福愛志（日本大学経済学部）

前川 本日は、一応、経営研究所の定例で、外部の先生をお呼びして、ということで、大変お忙しい中を日本大学経済学部の今福愛志先生に、本日は、「わが国の退職給付会計基準と企業年金制度への影響」というテーマでお話をいただきます。

先生は、この退職給付会計基準をおつくりになるお仕事もされておられまして、ようやく今年、企業会計基準に盛られて、本日は企業会計審議会も総会を開かれるというようなことで、いろいろな問題が本日決まる、というようなことが新聞でも出ておりますが、そういうことを含めて、先生が基準をつくられるお仕事をされたり、先生がこちらの研究に辿りつくいろいろな過程を含めて、このお話をきょうさせていただきたい、ということで、今福先生、本日はお忙がしいところありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

今福 只今ご紹介に与かりました今福です。馬場先生から、「この問題についての初心者です」というお話がございましたが、会計という狭い領域の上に、さらにもっと狭い年金の会計と言いますと、専門家でも一番分かりにくいところです。アメリカのビジネススクールでも、理解しがたい領域が年金会計でして、そうした意味でもここで細かくお話するつもりはありません。ただ、私に対しても近年、よく同僚から「自分の家の年金の加入についてはこういう条件だけれども、いくらぐらい貰えるのだろうか。」とか、「要件を満たしているだろうか」とか、という質問を受けます、いちいち「私の専門は年金会計だから」というので逃げるのも癪なものですから、できる限り、そうした問い合わせに答えるように今しています、誤りのない限りですね。

と言いますのは、やはり現在の年金会計は、会計の領域に留まらないで、実はわが国の年金制度のあり方と深くつながっています。前川先生からのご紹介がありましたように私は大蔵省、企業会計審議会で年金会計基準の策定にこの6月まで加わってきました。その過程で、いわゆる上場されている企業の財務諸表に年金問題をどのようにディスクローズするか、こうした会計問題として私は努力してきたわけですが、終わって数か月経ちますと、どうもあの会計基準のつくり方は、多くの問題の解決を繰り越したままに作成されたとも思えます。本編に入る前に、わが国の年金制度について簡単に述べておきましょう。ご存じのとおり、年金制度、厚生年金基金は、3つの体系から成っています。

1つは、いわゆる基礎年金、これはだいたい40年かけて、現行では6万数千円の基礎年金が受取れます。その上にいわゆる代行部分があります。さらにもう1つ、企業独自の加算部分があります。だいたい代行の30%増を加算部分で期待されています。

厚生年金基金を単独の企業が設立したり企業集団が厚生年金基金を設立したりする場合が

あります。あるいは同一業種の企業が集まって、厚生年金基金をつくる時もあります。厚生年金を設立した場合、本来ならば設立しなければ国に支払うべき保険料の一定額が免除されます。

バブルの時代には、代行部分の予定利率が5.5%であったのに対して、これよりはるかに超える利回りで運用されておりましたので、その差額分は企業にとっては大変に好都合でした。逆にバブルの崩壊した以降は、これが5.5はおろか、例えば2.5%、もしくはそれ以下の利回りになることもありました。

そこで今回の会計基準は、この加算部分だけをディスクローズするのか、加算と代行部分全体を対象にするのかが、問題となります。加算部分だけですと、企業は、文字どおり企業が持っている債務負担のディスクロージャーが問題となります。この場合には、この代行部分は国の代行をしているだけであるから、この部分を入れるのはおかしいという主張からです。

後ほどお話する国際会計基準では、この代行部分はステイト・プラン、すなわち公的年金とみなされるようです。「そうです」というのは、特に日本の年金制度に限定していないからですが。ステイト・ペンションかプライベート・ペンションプランであるのかどうかの規準は、国際会計基準では、相當に検討されています。ステイト・プランであるならば、企業会計の領域外ですから、企業にとっては会計上なんの問題も生じません。しかし、プライベート・ペンションプランであるなら、企業会計の対象となります。それで国際会計基準は、ステイト・プランとは何かということに関連して加算部分と代行部分とが、ちゃんと基金が分別されて、別々に運用されていれば、それはステイト・プランとしてみなされます。ところが、日本の現実は、お金を加算部分の基金、それから代行部分の基金というふうに分けて、それぞれ運用しているかというと、全然行なわれておりません。というわけで、国際会計基準からすれば、この2つの部分は一緒にして今回の「退職給付に係る会計基準」の対象にせざるをえないと思います。しかし、日本の特殊性を考えると、代行分まで入れてやった場合には、そういう先ほど述べたような不足部分が多額に発生することは間違いないでしょう。他方、代行部分を公的年金とみなしたとしても、問題は山積しております。厚生省でも、代行部分を企業が返上することを広める案も出されておりましますし、いわゆる代行部分の中立論も発表されるなど、問題は解決に至っておりません。

今回の退職給付の会計基準は代行部分をふくめてディスクローズされることによって厚生年金基金制度それ自体の破綻を明らかにすることにもなりかねません。そうした意味で、厚生省サイドからすれば、ここまで手をつけられると大変な問題になると思われますが、会計基準上は結局そうなりました。

ですから、これまでのお話は、会計という大変に狭い領域の問題が、年金制度に深く密接につながっていることについてまずは触れました。

先ほども言及しましたが、こうした事態に対応していくつかの提案がなされています。

1つは、厚生年金制度を「返上する」という方法があります、国に返すということもありうる。

ただし、今の制度では返上はないのです。イギリスでは、サッチャー政権の時に国から脱退して—コントラクト・アウトというのですが—、そうした私的年金化を実施しました。

日本のこの場合をみても、「返上」というのはないのですが、1つは、「返上」という形でこれを完全に公営化する。もう1つは、この部分を完全に民営化してしまう、代行でなく、民営化する、そういう手段ですが民営化する場合には、「手切金」をイギリスと同じように出さなければなりません。不足分があればそれに見合う金額をちゃんと払う必要がありましょう。それから勿論、日立製作所のように、代行部分は引下げられませんので加算部分を引下げる。日立では、例えば年金総額で36万だった人について、例えば3万円ぐらい削って、給付を引下げています。引下げれば、積立不足はこの分だけは少なくなります。

それから勿論、保険料を値上げする、ということもあります。そういういくつかの方法がある。

また、加算を廃止して、別の年金制度をつくる、つまり確定拠出制度への移行も現実の問題になっています。

馬場先生からご質問をいただいているので。

**馬場** ディスカウントになっていますから。

**今福** 現行の確定給付制度では、給付額を約束して、それを退職後に支払いします。現行の年金制度では一たん給付額を決めますと、変更はなかなか難しい。だったら、この制度（給付制度）をやめて、将来の給付額を決めるのではなくて決まった保険料だけを企業は毎月払い、あとは基金側で運用して、運用がうまくいくならば給付額は増し、失敗すれば、給付は大きく減少します。この一つが、今あちこちで話題になっている401（K）プランです。

話は一転しますが、年金というものを企業にとってのコストなり、債務という点からとらえて、いろいろ分析してみると、年金給付は、有価証券とか、金融商品に投資しているのと同じように、市場の利子率の変化によって年金の債務やコストが左右され、ボラティリティーに富んでいることに気づかされます。それをヘッジするというのは、企業にとって大変な問題なのです。

ですから、さっきもお話をしましたように、企業はそんなリスクはとらないで、従業員に全部リスクを転嫁してしまうようなやり方が問題になっています。

話が前後しますが、日本は401（K）プランなどに移行するのは極端過ぎるから、この中間形態、それはハイブリッド型というのですが、この混合形態からなる退職金一時金制度を設定すべきだ、と考えています。会計学者の域を超えて私がこんな提案をしているのは、あまりにも現在アメリカの年金制度を安直に持ってきて、株価低迷の打開策として年金制度の改革を考えていることに、疑問をもっているからです。特に日本の経営があるとすれば、ハイブリッド型にこそ日本の経営のあり方が僕は出てくるはずだと思います。ちょっと話は会計からはずますが、私もアメリカの新聞、“Pensions and Investments”を、丹念に

見てているのですが、そこでも例えばITTとか、ATT、それからナショナルバンクでは、ハイブリッド型の年金制度を策定しようとしています。

わが国では、退職一時金をやめて、前払いにする動きがいくつも出ています。

松下電機では退職金制度をやめて、一部の新入社員ですが前払制になっている。小松も今度はそういう退職金の前払制度に移りました。

レジュメの4ページを見ていただきたいと思うのですが、きょうのお話は退職給付ですが、今年金制度というのは、4ページの図に書きましたような制度ですが、従業員の給付全体をどのようにつくり変えたらよいのか。そうした問題の1つとして、この年金制度が問題になっています。

ですから、会計の問題は、年金だけでなく、給与、医療給付、有給休暇、住宅補助、疾病休暇、退職一時金、退職医療給付、企業年金、それからストック・オプション、というように従業員の給付全体の問題にかかわっています。

きょうは、女性の先生がおみえになっておりますが、企業によっては、例えば、若い結婚したての人が、お子さんができた場合に、お子さんをどこかに預けなければなりませんが、男性社員は、会社から住宅補助手当を相当貰っているのに対して、そうした女性は住宅手当を貰わないで有給休暇、あるいは育児時間の給付をうけることもあります。これをカフェテリアプランといいますがカフェテリアで欲しいものを手に入れる。そういうカフェテリア方式が例えばいくつかの企業で行なわれています。

つまり従業員全体の給付をどう会計としてとらえたらいいかという問題、しかし、それは同時に、今お話しした制度そのものをどのようにつくり変えたらいいかという、問題とも連動しているのですね。ですから、年金制度もそう考えれば、給与を退職後に一時金として払うのか、あるいは、退職後年金として払うのか、あるいは、給与を前倒しして、給与の中に加算するような制度をつくるのか。キャッシュフローという点からすれば、キャッシュフローを今企業が払うのか、退職一時金として将来の時点に払うのか、あるいは、こういう年金のように賦払いを行なうのか、あるいは、有給休暇のように現物で払うのかというように考えられます。

こういう支払時期の異なるキャッシュフローを会計的にはどのようにとらえているか、それは企業にとってはコストでもあります、そうした問題として明らかになっています。

ところが、企業としてみると、有給休暇を年金と同様なコストでとらえたり、債務でとらえたりは、わが国では考えていません。

ですが、例えばオーストラリアですと、社会保障法で、10年間働くと4週間、有給を貰えますから、オーストラリアの従業員にとっては、10年間経って1か月分有給で休暇をとれます。そうしますと、その時点でコストが発生するととらえるわけにいかないですね。少なくとも10年間に4週間のコストです。例えば50万円でしたら、少なくとも5万円ずつコストを割り振っていく。だから、オーストラリアでは、有給休暇、疾病休暇、それ全部コストで計

算します。

どのくらい休暇をとるのか、その人は本当に10年間在職しているか、そういう予測を全部して、コストを決めなければなりません。こうした有給休暇の会計を、私の知る限りオーストラリアのみで行なわれているのです。

いずれにしても、味もそっけもなくそういうコストを全部とらえている。やっと日本でも年金でこうした会計処理が強制されます。しかし、先ほど言いましたように、さまざまな従業員給付制度そのものは、カフェテリアプランを含めて、さまざまな日本の企業で検討されております。

そうなると、この4ページで示したこれは、かなり現実性を帯びるとらえ方、場合によつては、経営者報酬だけではなくて、従業員に対しても、ストック・オプションを与える、そういう形でインセンティブを与える制度も、もちろん対象となります。

先ほど2つの年金制度を言いました、つまり、確定給付から確定拠出への移行として述べましたが、確定拠出よりもはるかにそのリスクに富んだ給付制度が例えばストック・オプションです。

この制度が今後我が国におそらく入ってまいります。しかし、話は前後しますが、アメリカは、年金の会計が終えて次は退職後医療給付の会計問題が議論になりました。それは1990年に会計基準が発表されました。医療給付で、クリスラーの当時のアイアコッカさんが、いち早く日本企業を批判したのは、こういう言い方でした。つまり、だいたい1台に米国の自動車会計は1,000ドル分医療給付を払っている、日本企業はそれを全部国民年金で、ストック・オプションで、給付しているではないか、これでは競争に勝てるはずがない。そういう言い方をしたのですね。アメリカは、中小企業以上は一定期間で勤めますと、退職後、場合によってはずっと医療給付が給付される例が少なくありません。例えば年1万ドル以内とか、1万2,000ドル以内とか、キャッピングと言って、上限はありますけれども、そういう制度なんです。この退職後医療給付の金額は大変な額になりますし、例えばGMなどは医療給付の将来の医療コスト債務をオンバランスした時には、資本が一挙にゼロに近くなるほどでした。バランスシートの貸方はほとんど負債でした。なぜかというと、一挙にそれを負債として計上しなさいという会計基準が出たためなんですね。そのためかどうか、アメリカは、医療制度を改革しました。例えばさっきも言いましたように、1万2,000ドルを1万ドルに引き下げるとか、あるいは日本でも最近言いました通りキャッピングをかけるとか医療でも特定の会社と特定の医療のグループとタイアップして、そこへ加入員が行って、医療をうける。そしてコストを引き下げる。そういうさまざまな制度につくり変えました。

日本も、企業年金制度の次の課題は、健保組合の財政問題です。健保組合も大変な赤字になっていて、大変な問題です。ただ日本の制度は、退職後の給付というのに限られておりまますから、会計で言うと、毎年の費用で落とせばいいわけですから、アメリカの場合には、退職後、払いますから、どうしても年金と同じ問題になるわけですね。

いずれにしても、こうした問題からみましても日本企業は、今、踏んだり、蹴ったりという状況です。それはあとでまた触れます。

ちょうど29日にソニーのことが日経の一面に出てまして、ソニーは、ご存じのとおり、業績がよかつたわけですが、しかし、今年の3月期は大変な業績になる、同時に積立不足の問題にどのように対処したのかという記事が出ておりました。

ソニーはこの積立不足を、今持っている有価証券、つまり含み益のある持合い株式がありますね、この約200億円の簿価の持合い株式を信託して、時価約600億円を積立不足に穴埋めすることにが取締役会で決まったという記事が載っておりました。これによりますと、ソニーは200億円のものを600億円で売却したことになり400億円の益が出ます。この売却益をソニー本体の利益として、今年の3月期に業績に加えるようです。

日本企業だと、これは、年金に拠出したのか、単なる積立なのかどうか、この場合はオフバランスになりませんが、というのは議論を要しますが、アメリカ会計基準—SEC基準といいますが—ですと、間違いなく一石二鳥で、つまり株式持合い株と年金の積立不足という2つの問題を解消するという意味ですが。そういう意味でも、積立不足をどうするか、というのは今、企業にとって大変です。今までほとんどディスクロージャーしてなかったことが、この2001年の3月から詳しく報告しなくてはならない。そうでなくとも、格付けが悪いのに、年金債務がオンバランスされれば、格付けがもっと悪くなる、そういう問題です。

それは、例えば資料の3ページを見ていただきたいと思うのですが、専門家でなくても分かると思うのですが、年金の積立不足が資本にだいたいどのくらいの割合かというと、例えば、上から多いのだけ見ますと、本田の積立不足は資本の26.9を占めています。それからクボタが資本の占める割合が31.4です。三菱電機は69%なります。つまり積立不足をもし償却するとなったら、資本の65%はなくなってしまう勘定です。

それからレジュメの下の方をみると、NTTも68.6、それから下から2番目の東芝が49.5、つまりほとんど積立不足の資本に占める割合がかなり顕著になってくる。こういうことになるわけです。これから類推して、「隠れ債務」と言いますが、つまり公表されてなくて、バランスシートに載っていない債務は、他の日本企業でも膨大な金額になっていることは間違いないでしょう。

話は一挙に次に移りますが、10ページを見ていただきたいと思います。アメリカ企業の運用利回りを見ていただくと、アメリカの上場企業の500社ほどを調査したのですが、9%になります。実績との違いもありますが、それは措いておいて、この数値が実績と変わらないと仮定して見ていただきたいと思うのですが、96年で9%ですね、運用利回りが。日本は先ほど言ったように、もう生命保険会社が保証利回りを2.5%に引き下げると言っている時代ですから、はるかに及ばない。一方、昇給率は、(将来の昇給率)、一番多いアメリカ企業が4.5%以下です。いずれにしても、期待運用利回りが9%で、昇給率が4.5%しかない、あるいは4.5%以下です。そういうのがアメリカ企業の少なくとも500社内のだいたいの

傾向です。

これを見て、すぐみなさんが思うのは、恐らくアメリカの従業員は、年金の確定拠出給付に入っていますので、この差額ですね、9.5と9.0と4.5の差額の4.5%、これは企業に入っているわけですから、従業員でしたら、自分自身が年金の運用をするならば、昇給は4.5しか上がらないけれども、9%の利回りなんだから、差額の4.5は自分の懐に入る。そういう年金制度をつくってくれ。こう言うかも知れません。それが今アメリカで問題になっている401（K）の背景にあるのです。勿論、従って利回りが下がったら、逆に「この制度は一体、われわれ従業員にとって何なの？」ということになるのは間違いないでしょう。ですから、株価が下落したらアメリカの年金制度は大変な問題になりますね。

そういうことを知ってか、知らぬか、日本の自民党を含めた人達は、401（K）のことを言うのですから、大変にリスキーな部分もあるんですよね。いずれにしても、そういう利回りと、昇給率の関係が、年金の会計処理にとっても重要な問題なんですよ。

次に11ページにいってください。アメリカの証券取引委員会（SEC）の基準で処理しているキヤノンを見ても、98年には、利回りが4.0で、昇給率が4%、プラス、マイナスゼロですね。期待利回りですから、実際利回りはもっと下がっているかも知れません。これを見ると、やっぱりアメリカ経済を好調にさせている要因をかい間見ることができますし、逆に日本経済が低迷している実態が、こういう年金にかかわるデータを見ても、よく分かるのではないかと思います。

こうしてみると、日本企業は年金だけではないんですが、年金問題が日本のいわゆるグローバル・スタンダードの中で、重要な問題の1つとして認識されてきている、というふうに言つていいかと思います。そして、この6月に先ほど申しました会計基準ができました。

若干、会計の問題に入りますが、5ページで比較していますが、細かな点は措いておいて、日本の退職給付の会計基準は、驚いたことに、だいたい国際基準にイコールなんです。先ほど言った日本の年金制度というのは、日本的な制度なんですが、会計的には国際会計基準に準拠したものとなりました。一挙にグローバル・スタンダード化したといってよいでしょう。

結局、どういうことなのかと言いますと、6ページをご覧ください。

年金というのは、この6ページの一番右ですね。将来に例えれば20歳の人が35年勤めて55歳で辞めるだろう。実際には途中で辞めてしまうかも知れませんが、予測で55歳まで35年働くだろう。その時に払うであろう見込額が一番右の上になりますね。まずこういう予測をします。そして1年間勤いたら、将来の給付見込額の35分の1が毎年35年間にわたって割り振っていくわけです。

そこで問題は10年勤いたことによって25年後に受取る給付の金額は今いくらになるか、そういう問題になるわけですね。25年後、例えば1,000万だとしますと、25年後の1,000万円は、過去10年勤いた結果として、一応確定したわけですが、確定という言葉というのは、日

本の法的には、この1,000万円はいつ確定するのかは、非常にむづかしい議論なんですね。労働法から言って、これは法的に確定したではなくて、退職した時点、そこで法的に確定するのです。

いずれにしても、25年の1,000万ですから、この中には利子が含まれているので、25年の利子をとり除いた金額が企業が負っている債務である。こういうことになるのですね。

それでは次の問題です、利率はいくらで計算するのか。実質いくらで計算するのか、それとも予定でいいのではないか、つまり厚生省がこれまで処理してきた5.5%でいいのではないか。それに対して、市場利回りについてみると、国債はもう大変に低い利回りです、例えば国債利回りを、12ページをちょっと見ていただきたいと思いますが、これは平成8年までですけれども、実績で3.19ですね。平成10年の国債利回りは恐らくさらに低下しています。

そうすると、市場利子率を2.5%にしますと、利子を1%引き下げれば年金債務は20%増える、と言われております。膨大な債務が一挙に表面化します。国際会計基準は明確に、優良会社の確定率付債券の市場利回りで計算されなければなりません。アメリカだったら30年ものもあり、政府債証券があります。日本の低利は一時的だから、いずれ元に戻るであろうから、割引率を4%あるいは4.5%のままにしておきましょうなんて言ったら、国際的には全然通用しない。2001年3月31日までに利回りが上がってくれば、債務は少なくなります。市場利回りが割引率が高くなれば下がるし、割引率が低くなれば、上がってくる、債務が、そういうこの問題が…。

**馬場** 公定歩合が出てくる。

**今福** そういう利回りの問題が、いま先生がお話になった公定歩合の問題がめぐりめぐって、ミクロの企業会計の年金のところにダイレクトにつながってしまう。そういう問題を明らかにしたのが国際会計基準です。

日本は、どうしたらよいのか。これには日本企業は困惑しています。現下の状況では、国際会計基準のように優良会社が確定利率付債券の市場利回りなんというふうになれば、債務が一挙にふくらんで大変なことになる。

しかし、わが国の退職給付の会計基準では、どうしたのかというと、安全性の高い債券の利回りによると規定されました。しかも、一定期間の安全性の高い利回りによることができますと書いてあります。

例えば厚生年金基金の場合には、直近の10年もの国債の利回りの10年を平均しなさい、と決められているので、国際会計基準よりも高いわけです。

ただ、ここで問題にしているのは、基金じゃなくて、母体企業の債務を計算し開示する問題です。つまり私が言いたいのは、債務という問題に、絶えず、今の時点で、現在時点で、債務の価値をとらえなければならないということです。

通常は、公正価値によると、国際会計基準でも規定されています。有価証券の公正価値は何かと言ったら、時価、いわゆる証券取引所におけるものだとすぐ分かります。年金債務の

時価とは何かが、ここでの問題です。

簡単に言いますと、4ページのように、企業側は、絶えず給付を年金や退職一時金として将来払ったほうが得か、今退職時期の将来払ったほうが得か、つまり今の時点で前倒して、給与に加算したほうが得かを考えるはずです。それを別の言い方で言えば、今の時点でキャッシュで払ったほうがいいのかどうか、それとも将来のキャッシュで払ったほうがいいのかどうか。といいますのは、時価と将来価値、あるいは現在価値と将来価値を絶えず秤にかけているはずです。少なくとも、そのように企業経営者はとらえていると仮定できましょう。そういう意味で、債務を時価でとらえる見方はこれまでもありましたが、今後の退職給付の会計基準ではさらにそれが明確となりました。

ついでですが、年金債務の時価評価の問題は、保険会社にとって最重要の課題です。保険会社のバランスシートを見ますと、借方は運用資産、貸方はほとんど契約者に対する負債です、債務です。それで保険会社は債務をどう計算するか、大変な問題なんです。債務をどう考えるかによって利益が変わってしまいます。保険会社は年金資産の受託機関でもあり、多くは相互会社です。ディスクロージャーという点からみても、債務の評価はもっと議論されなければならない問題です。もう一度戻って、年金債務の時価評価について考えてみると、年金債務とは、保険会社がこの債務を肩代わりしてくれる金額といつてもよいでしょう。それが、この借金債務の市場価格なのです。会計の論理は、そのように考えています。その場合に引き受けてくれる金額というのは、その債務を恐らく引き受けてくれるどんな保険会社も、運用利回りは最低リスクフリーで割り引いた金額であります。つまりだれが引き受けても、確実に運用利回りがあげられるような利回り、あるいはだれが運用しても、石橋を叩いて得られる利回り、それがその時点のリスクフリーの利回りでしょう。勿論、国債も完全にリスクフリーではありませんが、国債の利回りで割引いたものが、その時点でのだれでも肩代わりしてくれる、債務と同じデュレーションを持った債務の現在価値、それを時価とらえる、少なくとも国際会計基準はそう理論づけています。

日本の企業は、そんな理論づけはしていませんが。さっきお話した国際会計基準の優良会社の確定利率付債務は、そのリスクフリーの利回りにリスクプレミアムをちょっとつけているわけですね。つまり優良会社も、リスクプレミアムありますから、そのリスクフリー・プラス・リスクプレミアム、つまり0.5ぐらいつけてそれで割引くということになります。

さすがにリスクフリーではなくて、それに準ずるレートといいますか、それに従わねばなりません。結局、年金というのは、債務の計算なんですね。今度は資産の問題です。例えばこれこれの資産に対して債務がマッチングしていたとします。1年経ちますと、資産の運用利回りに対して債務も同一の利回りが利息として計算されますので、依然としてマッチングしています。この債務の増加分を資産の運用利回りでヘッジできると言ってもよいでしょう。国際会計基準は、債務は債券の利回り、さっき言ったリスクプレミアムを加味した利子率、資産はちゃんと実際の運用収益、このように別々に計算されますが一方、退職一時金

は、基金がないわけですから、資産部分がありません。従って、会計的に年金、一時金のように外部積立のない制度と、年金のように、外部積立のある制度と包括的に会計としてとらえる場合には、債務が資産を超過し、それがオンバランスされます。

ドイツも、日本の会計基準と同じように、外部積立はないのです。しかし、ドイツは、民間がもし倒産して、退職金がないと困るわけですから、そこで保険料をプールして、そこから払って、まるごとその受給権を保証しているのですね。ドイツは、お話をしたように、そういう制度はありません。ないどころではなくて、年金部分だって、愛知の紡績の組合で、年金基金が、解散したらば、最初に書いたこう積立て代行部分も十分に払えないのです。加算も勿論払えない。本当に国際的に高い経済的に評価を受けた日本企業が情ない状況にあります。

いずれにしても、そういう時価で年金債務をとらえる。そうしてみると、毎年の年金のコストというのは、債務の増分なんですが、毎日の市場利回りが変動するわけですから、債務というのも、市場利回りによって伸縮自在となります。

そうしますと、債務は、最初に少しお話ししましたけれども、金融資産と同じなのです。株式を持って、株式が市場の利回り、市場の変動を利用して、含み益が出たり、含み損が出たりするのと同じように、年金の債務もですね、ボラティリティーに富んでいる。そういう意味では、リスク管理というむずかしい問題があります。

せいぜいできることは、資産運用でヘッジする。しかし、さっき言いましたように、日本企業は、積立て不足がありますので、ヘッジしようにも、資産は、例えば僅かしかないので。ヘッジは難しい。

アメリカの大企業の多くは、資産と債務がほぼマッチングしているのです。ですから、さっきのように利回りが高くて、昇給率がよければ、年金のコストがゼロになっても、一年金コストがゼロです。なぜかというと、昇給が低く抑えられて、利回りがうんと上げられれば、それはネガティブ・ペンション・コストと言いますが、利益すら発生します。日本では、まず起きないです。例えばソニーが前述の方法をさらに採用すればヘッジできる可能性がある。

だから、まず早く積立て不足を解消することですが、これまた大変に難しい状況にあります。

日立製作所も昨年300億ぐらい拠出しました。小松も、退職金一時金制度とは別に年金制度に200億ぐらい出しているわけです。富士電機も100億ほどを数年間で積立てをやっていく。恐らくこれは、これを早く積立て率を解消すれば、なんとか制度が維持できるという見通しからかも知れません。このように会計というレベルからみても、なかなか日本企業においては、年金債務のリスク、あるいは年金資産のリスクを負っている。ヘッジできない、非常にボラティリティーな状況の中では本当に厳しい状況にあります。

私は、以前は年金制度を変えるというのは福祉という点からみてもおかしいと思っていた

のですが、よくよく研究を進めるうちに、現行の年金制度はやっぱり変えざるを得ないという気がしているのですけれど、それは以上の理由によります。

以上述べました通りで、年金制度や年金会計の問題は、基金の問題よりも母体企業にかかる年金基金の状況をディスクロージャーする、そういう問題なんですね。

アメリカのディスクロージャーは、かなり細かいです、年金のディスクロージャーは。

ここで最後の15ページを見ていただきたいと思いますが、ほんとに詳細です。日本今回の会計基準に比べても細かい。透明性を高めています。アメリカでは98年の2月にディスクロージャーの部分だけ会計基準が大きく変わりました。

これまで私は、「年金というのは、債務が変動する」と、「変動する」とだけ言ってきたのですが、それにはいくつかの要因があります。

1つは、さっきも言いましたように、市場債務の現在価値を出す割引率を引上げる。そうすると債務が減少し、資産が相対的に増加する。こういう割引き率を引下げるなどを普通、基礎率の変更と言います。

例えば死亡率を高めにとる。死亡率を高めにとれば、払うべき給付の期間も短くなりますから、ここでも債務は少なくなる。

ところが、死亡率を高めにとったけれども、それは債務は少なくするためのポリシーだとすれば、いずれは実態に合わせて変えなければなりません。そうすると、死亡率を正常に戻すと、債務が増えてくる。実績は異なりますので。

それから現行制度で1年間勤務すれば、将来の給付が増えますから、勤務費用によって債務は増加します。いうまでもなく、債務の変動の第一の原因是、この勤務費用です。

それから、日本の今ではとても考えられませんが、年金をちょっと過去にさかのぼって増やす。それを普通、過去勤務債務といいますが。日本では過去に遡って下げる。ここでは、だから、日本の場合には、過去に遡って給付を切り下げるわけですね。過去に遡って給付を引き下げる、これをネガティブ過去勤務債務といいます。そうすると当然債務は小さくなるから、今度逆に利益が出るわけですね。

いずれにしても、とくにこれは、基礎率というのをもうでたらめに決定したとしたら、もはやディスクロージャーや母体企業の財務の実態は目茶苦茶となります。さきほども言いましたように、死亡率を引き下げ費用を少なくしよう。そういうやり方をしたら、費用は少ないけれども、いわばコストや債務の実態を隠しているわけです。

GMが1992年の時、業績が非常に悪い時は、もう、あの手、この手で債務を減らしました。死亡率を2歳引き下げる。なるべく業績をよく見せる。死亡率を2歳引き上げたり、期待運用利回りを引き上げたり、勿論、年金だけではないはずですから、年金に限っても、なるべく債務を引き下げて、コストを下げるという処理をしました。

ですから、私は今回の基準で心配なのは、これをいい加減にして、債務は増やさないという形で、処理しないことを望んでいます。こうした問題を理解して監査できるかどうかが重

要です。

**馬場** そんなもんなんですか。

**今福** 例えば割引率は、他の会社は、例えば4%ですが、ソニーは2.9です。この1.5%の差は、大変な債務の違いとなります。会計士が、どちらもフェアだと言いましたら、年金会計は大変に不透明になってしまいます。しかも、これを公表しないとしたら大変な問題ですが、公表しても大変な問題になります。

話はいろいろ飛びますが、イギリスは1995年に年金法改正をしまして、私からみてもいろいろ工夫しているんですよね。例えば職域年金監督庁、略称でOPRAといいますが、数百人いますが、独立法人として、年金基金を監査しています。半官半民だそうですが。

日本の厚生省においても指定数理人と言いまして、各基金には指定数理人を決めて、指定数理人はその運営に責任を持たなければいけなくなりました。イギリスではもっと強化されて、数理人は、もし基金の経営に不正行為があった時にはホイッスルを監督庁に吹かねばなりませんが、監査人もホイッスル・ブローゲーリングと言って、警報を鳴らし、もし経営者が言うことを聞かなかったら、すぐ監督庁に報告する義務を負っています。そういう制度をおいて、なんとかアクチャリーと監査人の基金に対する独立性を保つ制度をつくったわけですが、勿論日本はやっていません。

日本は、数年前、橋本さんが、大臣の閣議決定で年金基本法をつくるって言っていたのですが、当初は労働省、厚生省、大蔵省は、課長間の段階でなんとか進んでいたようですが、そこで頓挫して、年金法はつくられていません。それで退職年金も、年金の受給権も必ずしも法的には明確に保護されないままに今日に至っています。ましてや退職一時金については、日本は全く権利として保護されていないと言つていいかと思います。それが現実です。

日本の年金制度というのは、本当に受給者のそうした権利を保護するという形から全く出発していません。アメリカは1973年に従業員退職所得保証法、エリサ法がありますが、エリサ法が出発点になったのですね。これによってどんな年金基金であっても、年金受給権を早く獲得することができました。アメリカの場合、この法律によりますと、一番最短では3年なんですね。3年で受給できる。日本の厚生年金基金は、3か月ですか、3か月働くと、まあ、一応出るのでしょう。適格年金制度は、20年以上ということですから、企業によっては、定年退職者に限って、年金を受給できるのですね。そうすると、途中入社とか、途中退職したら勿論ない。アメリカは一番最短で3年、長くとも7年です、というやり方をしているはずです。

アメリカでは、エリサ法を受けて会計基準が85年にできました。日本は、そういう法律ができるなかで、立派などいってよいでしょうが、会計制度ができましたが、果たして、本当にこれが生かされるかどうかには、私は疑問あるいは不安に思っているわけです。それと、こうした年金基本法の議論がほとんどないままに、一方的に年金制度の改革が叫ばれています、これも心配ですね。

きょう、最初に、馬場先生に、素人でも分かるようにと念を押されましたので、なるべく会計の話は最小限に抑さえました。結局、年金会計の問題はやはり年金制度そのものに深くかかわっているということをお伝えしたかった。それから、そうは言っても、年金の債務というのは、非常に変動的な形での性格を持っております。したがって、ある意味では、金融資産の変動性と相通ずる、そういう変動的なリスクをヘッジする手立てというのは、大変むずかしい、こうした現実を正に直観的にというか、受け止めますと、日本企業も、やっぱり制度改革、あるいは日本の行政も、制度改革にいかざるを得ないと私も少しあは理解しているわけであります。そういうわけで、会計から出発してもいろいろな問題につながるということをご理解いただけたらと思います。もし何かご質問がありましたら、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

**前川** どうもありがとうございました。只今、今福先生のお話に対しまして、質問等ございましたら、お願ひしたいと思いますけれども。

**大津** 私は年金の分からぬ公認会計士です。というのは、すばりもう会社に言います。あるいは昔の監査30年余りやっております。ソニーの会社ですね。前々からいわゆる年金と併用制になりまして、年金は、年金引落し、毎月、厚生年金基金のほうに出しちゃいます。それは税法上は、損金として扱いますから、一応の歳出とは何の関係もなく出ちゃう。退職金の様式は、実は、その一時払いの金だと思うのです。これは様式なんですね。ソニー100%、それを出しますよ。出すのはSECです。日本は、残念ながら、これは税法とのからみなんですが、日本の税法は非常に見にくくて、昔からは半分ですね。様式になどは半分まで…。

それから10数年前に大日本出版工ですか、それ、2割りバッサリ切られて、今は40%になったのですが、今度20%になったのですね。それで日本の監査基準は、税法どおりやっているほうが助けてやる。そうすると、様式額が20%しか、20%、監査のやつが監査基準では、シーハーです、適正でないと思うのですがね。三井、三菱、これはダメです。三井、三菱100%でないと不適正になっていますから。それで松下、日立とは全部損金を上回る差引価値があったわけですよ、今から20年ほど前に。おっしゃる松下の前にあったのはそういうことが1つあったと思うのですがね。それで私は、年金が分からぬ公認会計士です。というのは、年金は、年金基金のほうへ毎月、毎月支出する。それを厚生費として、厚生利子として、一緒に挙げている。

**今福** 先生は年金会計は分からぬと今、謙遜なさってお話しになりましたが、その立場からみまして、例えば年金の会計のあり方とか、退職金についてのお話がありましたか、何かござりますか。

**大津** 今、伺いましてね、年金にはそういう深い関係があるかと思って、分かりました。

**今福** 先生の今の、一時金は100%基準は適切かどうか、というのは、なかなかむずかしい問題です。ちょっと専門的になりますが、今、先生のお話は、今の年金の退職金ですね。退職金については会計をご存じない方もいらっしゃるんで、お断りしながら、お話ししますと

退職金の支給カーブは、勤務年数に対応してS字カーブになると一般的にいわれますが、時点時点で果していくらが適切な債務であるのかは大変に難しい問題です。

大津 税法は、そういう考え方でされてきたんですね。

今福 税法は税法でそれを決めていますが、企業会計上は今出された退職一時金の債務をどのように考えるか、というのは、大変重大なんです、会計理論上からみても。

私も、ある国際的なコンサルティングの人に調べてもらいましたら、日本の会社を買収する時に、買収価格の時に、一時金の債務をどう評価したらいいかが大問題になったそうです。

先生がお話のように、期末要支給額の100%で計上したらいいか、あるいは割り引いたらいいか、企業評価からみましても解決しなければならない問題です。したがいまして先生からの今のご質問、大変面白い問題でした。

大津 面白いついでに言わせていただきますと、退職引当金というのは、これ、きょうの関係がありますが、なくなりましたから、現金主義逆回り、ところが退職金引当金は全然意味が違うんですよ。退職引当金は、実際コンピュータで、月括り計算で、1万人全部バーっといった。我々、それ、前から会社で正確に見てます。これはたんなる見積りじゃないんですね。確定的なんです。

今福 そうなんですが、それを見積りに組み変えるという、今度は非常にむずかしい作業が出てきました。

確かに今、先生がおっしゃったように、個人的に退職一時金を管理していた。それを今度はそういうふうに個人的な人間がどう将来勤続するのか、それを現在時点を見てですよ、大変な作業になるというのが、企業側の心配の、先生がおっしゃるように、1つのようですね。

大津 なんかアメリカの人は頭がいいから、先のことを考えていらっしゃいますが、我々日本の会計監査人言わせれば、頭がよくありませんので、コンピュータで正確に計算されたら、これが確定というから、これは飯野利夫先生がそうおっしゃったのですね。それで飯野先生がおっしゃったのですが、確定的債務と言っていいんだと。見込計算が出ていますから。

今回のこれは「確定債務」という言葉はどこも使っていません。「予測債務」ですね。予測給付債務です。会計監査人は、予測じゃなくて、確定的債務だと言うのです。

今福 いや、ですから、そこで先生ね、…。

大津 年金がよく分からぬから。

今福 「確定」というものが、少しずつ変ってきて、つまり、「予測」という問題をどう監査するか、そういう問題も、今回のこれにかかわって出てきていると私は思いますが、なかなか先生の関係されていらっしゃる会計士のお仕事も大変になるかも知れない、ということですが。

**馬場** 今のプロポゼーションで言えば、大変素人っぽい議論ですが、チェックポイント2つございまして、1つは、国際会計基準とおっしゃっているものが、逆に言うと何故必要なんだ。っていうことなんですね。

つまり、それは何のためだという、そこと関連して、多分、それをやると、今までの日本のやり方よりも、もう少しクリヤーで、かつ確定的なバランスシートができるだろうという話だと勝手に想像しますが、もし、そうだとすると、次の問題は、将来の債務の計算をするのに、利率がかかわって、この利率というのは、さっき今福先生が繰り返しあっしゃっているのですが、ごくあたり前の話ですねえ。しかも、どれをとったらいいかというのは、実はよく分からないわけですね。どうせ分からない。なんで、一生懸命分かろうという話と、どうせ分からない話と噛み合わせたら、何が出てくる。やっぱり分からないという話にならないか、ということです。非常にここは素人だって心臓強いですからね。実際にらくらくと問題を出せばそれですむ。

**今福** むずかしいですね。というのは、分からないこともあります、いくつかの要因が絡んで、国際会計基準の重要性は高まっています。

国際会計基準は、つい5年ぐらい前までは任意団体が作成したものだから、効力がないとされていました。

**馬場** その場合の任意団体というのは、どこの国ですか。

**今福** 各国、恐らく今は60か国ぐらい参加していると思うのですよ。

**馬場** そこでとくにアメリカの発言というのは…。

**今福** IOSCOと言って、証券監督機構が積極的に国際会計基準を支持して以来、各国の行政機関がいわばそれを認識する、そういう仕組に変わったんです。まず仕組だけの問題です。

恐らく、国際会計基準と言った場合に、アメリカの会計基準が各国に全部標準化されて、つまりアメリカ会計基準版、とみる人もいます。だから、考えてみると、アメリカの一国の利害がいわば各国に伝播した結果できた基準なんだ、と言い方もできます。恐らくここでは、アメリカ帝国の力、あるいはとくにアングロサクソン系ですね、これがかなり主導権を握っている、アングロサクソン系の考え方に基づいています。まあ、ドイツとか、そういう大陸国系は弱い、その意味では確かにこれにはすごい政治的な動きがある。あるいは各国の戦略的な動きがある、とくに米国の戦略があるのは、決して間違いないじゃない。ある。だから逆に言えば、これはここに、世界市場と言いますか、世界資本市場のやっぱり統合、グローバル化というのは、勿論あるわけです。

だから、シンガポールなんかは、もう面倒臭いから、自国の会計基準をつくらないで、国際会計基準を承認してしまうのです。確かシンガポールはそうです。日本は、まだまだ、日本版の会計基準ができていますがどうでしょうか。

それからイギリスは、年金に限っては、原則に反対しているんです。つい数日前のイギリスから年金の報告書でも反対しているんですね。ですから、年金に限っては、かなり複雑な

動きをしているのです。だけれども、先生があとで言われた、透明化の方向に進んでいることには間違いない。これはディスクロージャー、この方向にいっていることは間違がない。

ですから、答には勿論なりませんが、その点からいくと、資本市場のグローバリゼーションで、共通の物差を会計版でつくる。それがIAS（国際会計基準）です。しかし、そうは言っても、日本から見ると、それは、透明化、ディスクロージャーに確実に向かうという形で、ポジティブな機能を持っていることには私は間違いないと思います。

それは、同時に日本の経営もガラス張りにし、かつマーケットと、年金だけじゃない、金融資産もそうですが、マーケットと金融商品が結びついた形で、ディスクロージャーしますと、それを会計の言葉で言うと、時価、時価でディスクローズすることになります。株式持ち合いも、今までと違って株式持ち合いについても、原則は時価でやる。そうしますと、含み損があった場合、これはもう大変な問題になる。会計制度の改革という面から、もう株式持ち合い制はできなくなります。

2番目のご質問はなかなか難しい、それは時価という問題にかかわっています。確かに割引率を使ったが、1秒後にはもう変わるのであるから、そんなものを使って何になる？ということは、そういう意味では不可知なものをあえて会計基準は前提にしているといえましょう…。しかし、会計的には、そういう1秒後には、その1秒前に算出した数値が1秒後には変わっちゃっているのですね。その1秒前のその時点においては、とりあえず違っていてなかった、ということなのですね。その時の損益というのは、こうなんだ、ということをなるべくそれを明らかにしていく。

そうした意味で、不可知な部分があるけれども、その不可知な部分をその時点でとりあえずは可知とする、ともかく会計を通じてということになりますか。そういう方向がいいか、悪いかは別として、会計は少なくともそういう方向に間違なく進んでいく。それしか、私は今の2番目の答えはできません。

前川 分かりました。

馬場 ちょっとダメ押しみたいなものですけれども、その際、国際的な評価は一致できるのでしょうか。できないわけでしょう。

今福 できないかもしれません。

馬場 それでもいいのか、片一方で、こいつとこいつを当てて、それじゃ合わないじゃないか、ということが私の疑問です。

今福 それは例えばさっき言いました割引率ひとつとってもなかなか統一は難しい。

馬場 それで日本は出超国で、アメリカとはレートが違うのはあたり前だ。

今福 その場合に、じゃ、アメリカのレートを使っていいのか、という、そういう問題になります。しかし、それはまずい。

馬場 アメリカのレートを使えというなら、アメリカ帝国主義ですからね、それはそれで基準としてはピシャッといくんだけど。多分それは許すわけにいかないだろうから。

今福 オーストラリアは、オーストラリアの政府債償還。それはそのとおりです。

馬場 おっしゃるとおりです。

前川 先生方、まだ少し時間がございますけれども…。

大津 コミッティーのお話を。“International Accounting Standards Committee”の略語がIASC。

その5年前の議長は、私の先輩がやっているんじゃないですか。

今福 そうです。

大津 今年の2月に死んでしまったですがね。東洋人としては初めての議長だったのですよね。白鳥栄一先生です。

これは民間と言いますが、半官半民のようなもので、各国の公認会計士協会の代表がつくったPASですね。だから、単純な民間というよりは、半ば公けの性格を持っているということでしょうね。政府代表を送ったりですね。正規じゃないですよね。ということで、今、先生がお話なさったことを補完するだけですが、そのIASCのほうで言っていることを、できるだけIASCの基準でやつたらいいでしょう、という傾向がだんだん強まってきた。

今福 だんだんというよりは、99年3月までに全部スタンダードを整備して、だから、全部ほぼ3月までには全部整備するわけです。整備を全部し終える。それはコアスタンダードをつくるんですから、コアスタンダードは恐らく3月までには完全にできる。

前川 先生、何か…。

村瀬 この2～3ページの表のデータというのは、2～3ページとか、11ページのデータですね、これはどういうことですか。

今福 2～3ヶ月ページは、これは、私は、モルガンスタンレーが日本の年金、有価証券、連結の日本的会計処理という詳しい報告書を出しております。

村瀬 ああ、そうですか。

今福 それから11ページは、これは私が作ったのです。有価証券報告書の連結だけど、連結のこの部分をとり出して、これに使っております。

ですが、連結ですから、NAと書いてあるが、書いてないところもあります。

村瀬 あと、確定給付型の場合は、給付額を割り引くというのは分かるのですが、確定拠出型の場合は、運用利回りというか、予定利率で割り引くということは必要ですか。

今福 ないです。拠出額で、もう企業の責任はキャッシュとして拠出すればそれで終わり、会計的には。だから、その時に私の仕事ももうなくなっちゃうのですよ、ほんとうに。

(笑)

村瀬 そうなんですか。

今福 だから「今福さんの仕事もだいたい確定拠出になれば終わりだなあ」と言われます。

村瀬 アメリカでは、でも、なんか折衷型みたいなものを採用していたり、いろいろある、と言っていたのですけれども、その会計自体は、やっぱり割り引く作業が必要だと…。

**今福** アメリカの場合に、つまりERISA法になると、今度はいわゆる保証の問題が、年金給付保証公社の問題になりますと、保険料の問題が出てきますから、ハイブリッド型は、例えば、日本の退職一時金を、これは非拠出制ですけれども、それを拠出制にしたようなキャッシュ・バランス・プランというようなのが例えればあります。エクイティ・プランというのもございまして、そういうのは、ハイブリッドでも、確定給付型です。そうすると、そういう会計は、勿論、割引くことは必要となります。しかし、詳細は不明ですので、今、アメリカの該当企業に対し問い合わせ中なのです。

**前川** 村瀬先生、よろしうございますか。

**村瀬** はい。

**前川** ほかの先生方、ご質問なりございましょうか。

だいたいきょう先生がお話しただいたい最終的な隠れ債務評価という問題が、いろいろ伺つていまして、きょう、若杉企業会計審議会会長の下で、あるいは金融資本の評価、デリバティブの時価に近い評価というのが、きょうだいたい決定して、前倒しを含めて、2001年の3月前にその制度を早くとり入れていかなきゃいけない、とか、そういった要点だったのを、先生のきょうのお話も、非常に時価という、非常にこの時価の問題というのは、会計の問題意識を持っているところに非常につよい。このへん、今後またいろいろな機会に今福先生にご教授いただきたいと思います。どうもありがとうございました。